

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年6月15日（第8日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和5年平泉町議会定例会6月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開き願います。

町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員会調査報告書を議題といたします。

この調査について、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告を求めます。

委員長が議長の任にありますことから、副委員長から報告願います。

4番、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会、氷室裕史副委員長。

4 番（氷室裕史君）

高橋拓生委員長は議長の任にありますことから、副委員長の私、氷室から報告いたします。

令和5年6月15日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、高橋拓生。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1 調査事件。

新型コロナウイルス感染症による住民生活及び地域経済への影響と対策に係る調査について。

2 調査の経過。

調査の経過については、お目通しいただきたいと思います。

4 ページをお開きください。

3 調査意見。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症と同等と位置づけられた今日においても、町民の生活に多大な影響を及ぼしている。コロナ禍以前の平穏な町民生活を再生させるため、当委員会では特に下記4項目に関し、当局において今後も重点的な取り組みを継続するよう強く求める。

(1) 停滞した地域経済への継続的な支援について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の地域経済は活動の自粛を余儀なくされてきた。その影響は特に飲食業と観光業に多大な影響を及ぼし、地域経済を停滞させた。今後も地域経済に対し、アフターコロナを見据えた継続的な支援をされたい。

(2) こどもの教育環境に関する支援について。

新型コロナウイルス感染症により欠席を余儀なくされ、学習面の遅れが生じた生徒に対し、ひとしく教育が受けられるよう支援されたい。また、断続的な欠席により懸念される心的・人間関係の変化に対し、細やかなフォローをされたい。

(3) 高齢者、福祉施設に関する支援について。

介護施設、障がい者施設には感染症予防策が特に必要であるため、施設内の衛生管理を含めた感染症対策支援を講じられたい。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出が抑制され、活動の場を失いつつある高齢者が、コロナ禍以前と同様に地域交流、社会参加が図れるよう、今後も十分な支援を講じられたい。

(4) 一次産業への支援について。

新型コロナウイルス感染症により、外食産業が影響を受け、農産物の需給関係が著しく変動し、一部の農産物は価格が下落した経緯がある。当町の農業、畜産業に対し、今後の持続化を含めた支援策を速やかに講じられたい。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、請願第1号及び日程第3、請願第2号を一括議題といたします。

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係

る意見書採択の請願及び請願第2号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

令和5年6月15日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、1号、付託年月日、令和5年6月8日、件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

受理番号、2号、付託年月日、令和5年6月8日、件名、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願。

審査の結果、採択すべきものとなりました。

以上です。

議長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について質疑をいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について、私は原案に反対の立場で討論いたします。

中学校、高等学校での35人学級を早急に実施することについてですが、岩手県では平成18年から順次35人学級を推進し、小学校、中学校全ての学年で35人学級が実現しています。平泉町でも通常1学級当たりの児童・生徒数の平均において、2022年度は小学校17.6人、中学校31.3人となっています。学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進することについてですが、GIGAスクール構想の進展に伴い、ICT化を活用した校務の活用化、校務支援システムの充実、教員業務支援員の

有効活用など、各学校の実情に応じた取り組みをしております。

教員数の増員については、新学習指導要領の円滑な実施と学校の働き方改革の実現のためには、それに見合った教職員定数の改善を図っていく必要があります。教員を増員し教室を増やすには膨大な費用がかかります。自治体で国の標準を下回る学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないことについては、法改正の附帯決議として必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること、いじめ、不登校等に関わる指導、専科配置など加配定数は教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保することと明記されております。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることについては、国として3分の1は堅持することとなったことから、現状では負担率の引上げはありません。義務教育費国庫負担以外の3分の2は地方交付税でカバーされております。地方教育費の重要な財源となっております。

以上の理由で原案に対して反対いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願を採択すべきとの立場で討論をいたします。

皆さんご案内のように、憲法第26条は「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は子どもたちに普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償をうたっています。この憲法の要請に基づき、文部科学省は義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償制を国が責任を持って支える基本的役割を規定しています。どこに住んでいても同じ水準の教育が受けられ、かつ無償であるこの原則を守るために、義務教育費国庫負担制度が昭和28年に成立しました。それまで県や市町村の負担であった学校の教育費、人件費などが国の負担となり、保護者の負担も大きく減りました。しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由に次々と対象品目を外し一般財源化を図ってきました。減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税として配分されていますが、地方交付税そのものが減らされてきていることは議員ご承知のとおりであります。

義務教育費のうち4分の3は教職員の人件費として高い割合を占めていると言われる中であって、地方財政状況が影響を受けることは言うまでもありません。つまり、国の負担が減れば減るほど、交付税に移行されればされるほど、財政の厳しい地方自治体では義務教育費を削減せざるを得なくなり、正規の教職員を増やすことが難しくなります。地方自治体の財政力の格差が、そのまま義務教育の水準格差に反映されてしまい、これでは憲法の目的に反し本末転倒と言えます。

実際、戦後の一時期、地方交付税交付金化のため国庫負担が廃止をされましたが、その結果、教育水準の低下、地域間格差の拡大、地方財政の圧迫といった問題が生じたため、国庫負担を復活させた歴史があります。これは教訓にしていかなければなりません。

少人数学級の推進については、平成23年の法改正において、31年ぶりに小学校1年生は35人学級以下となりました。この平成23年の法律では、順次中学3年生までの学級編制標準を改定することとしているものの、その後の法改正は行われていません。そのため、岩手県では県が独自予算で教職員の加配措置を講じての拡充を行い、推進していますが、義務教育標準法という裏づけがない中で、国の加配等を利用しながらやりくりしているため、学級増に伴う教員を臨時教員で対応するなどの課題が残されています。

特に近年、社会問題化しているいじめ・不登校・多様化する家庭事情・特別な支援を必要とする子どもたちへの対応、GIGAスクール化の下で教職員の多忙化解消には教職員定数の計画的改善が必要であり、一人一人の子供に丁寧な教育を施すためにも、1学級当たりの児童生徒数を引き下げる法律の改正が不可欠でございます。

教育現場をめぐる趨勢は学級規模と教職員の定数、教職員の長時間労働の実態などと連結、関連しているものであります。請願者の願意は、国の教育に対する姿勢をただそうとするものです。児童生徒が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するために、国の責任において教職員定数の増員と学級定員を引き下げることが大切であると訴えているのです。

本町のように人口減少地域にあって子どもの数が減少していく時代に、無理に法改正をする必要がないとの意見も散見されます。少ない人数であればあるほど行き届いた教育ができることは論を俟ちません。少子化などの社会事情や各自治体の財政事情で左右させることのない一律の適正人数を法的に保障する教育の制度そのものを求めているのです。

このことは中央教育審議会の答申でも次のように述べられています。答申では、「小中学校の教育は、市町村の自治事務とされているが、義務教育の全ての責任を市町村に負わせてもよいということではない。2分の1から3分の2へ移譲した一般財源化に関しても、教育の質の向上や自治体の自由度の拡大は生じない。むしろ教育費を減らす理由となり、教育水準は低下する。税源の移譲による不足額は地方交付税で補てんされるとあるが、地方交付税の性質から、義務教育費が確保される制度的な保障にはなっていない。よって、必要な財源を安定的に保障するという国の責任において義務教育費国庫負担制度は堅持すべき制度である」このように答申をしているのであります。

豊かな教育環境を整備するためには、財政的保障による少人数学級の推進と計画的な教職員定数改善は避けて通れません。そのためにも義務教育費国庫負担制度を堅持しつつ、地方自治体の財政健全化のためには、国の負担割合をせめて3分の1から2分の1へ戻すことが必要であります。そのために国の教育予算全体の拡充が求められているのであり、請願の内容は相互に連動しており、全ての子どもがひとしく水準の高い教育を受けるためのものです。

文部科学省は教職員定数の改善や専門スタッフの配置拡充等を進めていますが、新学習指導要領やICT教育の導入など複雑・混乱化する教育課題への対応で、教員の負担はさらに増大し

ているのが現実です。児童生徒の個別の課題への適切かつ丁寧な対応を可能にしていくためには、教職員の質を高めるとともに教職員数の拡充を図り、子ども一人一人に十分対応し得る体制にすることが重要です。

人口減少社会を迎える中、とりわけ地方の未来を担う子どもたちに豊かな教育の機会と希望に応じた選択肢を社会全体で保障することが、今、何より大切であり、経済的理由や地理的要因などにより、意欲ある子どもたちが希望する教育や進学を諦めることのない教育環境を整えることが国の責務ではないでしょうか。岩手県議会では20年以上にわたって意見書を国に提出してきております。本町議会も直近では一昨年9月議会で国に意見書を提出してきました。裏を返せば状況がほとんど変わっていないということの証左であります。

国は義務教育費国庫負担制度を憲法の要請を受け、「国が責任を持って支えるべき制度だ」と断言するものの、一方で国の負担額を削減し、地方自治体への裁量という名の下に権限を移譲していくという矛盾する姿勢をただすのは我々地方議会の大きな任務でもあります。

以上の趣旨から請願は採択すべきものであり、議員各位の賛同をいただきますよう申し上げ、討論いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について、採択することに反対の立場から討論に加わります。

本請願は、令和3年度9月会議に出された「さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1の復元を図るため、2022年度政府予算に係る意見書提出を求める請願」の内容そのままに出されたものであります。

私は、そのときも採択することに反対する討論をいたした経緯があります。今回の討論の内容も前回と同じ内容になりますが、意見を述べさせていただきます。

請願事項1の中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討することにつきまして意見を述べます。

このことにつきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が令和3年3月に40年ぶりに改正され、小学校の学級編制の標準を令和7年3月までに全ての学年を40人から35人に引き下げることとし、令和3年4月1日から施行されたばかりであります。全国の小中学校全学年35人学級の実施は、現在のところ24府県、6政令都市であり、岩手県におきましては小中学校の全てにおいて35人学級を実施しているところでもあります。

高校における1学級の生徒数は、高校標準法で40人と定められています。また、高等学校における教職員定数は募集定員を基に算定されており、1学級の生徒数を35人定員とした場合、国からの財政措置が減額されるため、教職員は減ることになります。現状の教職員数を維持す

るためには、県の追加財政負担が必要となります。

1学級40人定員の場合の職員数は11人、うち教員は10人です。1学級35人定員とする
と職員数は10人、うち教員が9人となります。高等学校の1学級40人を下回る学級編制の実態
は、岩手県教育委員会の資料によれば県内の高等学校1学級当たりの人数は30人程度であり、
実態として既に少人数の学級編制になっています。1学級定員を40人以下とすると、高校標準
法に基づく教職員の配置が減少することになり、小規模校において教員の加配等を実施しても
教員への負担が大きくなり、習熟度別授業や少人数指導の実施が困難となり、小規模校の強み
ともなる生徒の学力や進路希望に応じたきめ細やかな指導が従来のおりできなくなる可能性
があります。また、教職員配置の減員分を増員するとなれば、県単独での予算措置が必要とな
り、さらなる財政負担が生じることにもなります。

少子化による公立高校の定員割れが深刻であり、今後とも回復するめどは立っていません。効
果的な再編制が急がれるものであります。現状では、40人定数を維持することで教員の担当す
る教科負担を減らし、学習状況に応じたきめ細やかな指導を継続することが望ましいと思われ
ます。請願事項にありますさらなる少人数について検討すべきとのことには、改正施行された
少人数学級の効果検証を行った上で慎重に進めるべきであると考えます。

全国学力・学習状況調査結果から、学級規模の縮小が学力の伸びに与える影響を分析した結果、
少人数学級が学力向上につながるとは限らないとするデータ分析を慶應大学が発表しました。
少人数学級を推進する際には、先入観や素朴な期待ではなく、事実に基づいて施策の結果を検
証することの重要性を指摘しています。拙速な再改正には及ばないと考えます。

請願事項2の学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種
の配置増など教職員定数改善を推進することにつきましては、義務教育標準法の法案審査にお
いて、個々の教育課題に応じた加配は引き続き確保すべきとの意見が出されており、必要な加
配定数はしっかりと対応していくとされています。

令和3年3月17日の義務教育標準法改正時の国会附帯決議において、小学校6年生までの段
階的な35人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく安定的な財源によって措置するこ
と、特に地方公共団体が行っている35人を下回る少人数学級やチーム・ティーチングによる少
人数指導、いじめ、不登校などに係る指導の加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なもの
であることを踏まえ、必要な教育定数を引き続き確保することとされており、現況においても
実施されていることから、請願事項は既に達せられていると考えます。

請願事項3の自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加
配の削減を行わないことにつきましては、請願事項2で述べた意見に含まれるものであります
から割愛をいたします。

請願事項4の教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもつ
て働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講ずることにつきましては、現在、中央教
育審議会がその検討を始めているところであります。小中学校を中心に残業が多く、いわゆる
ブラックな職場であると敬遠され教員不足が問題となっているためであります。教職の魅力を

高め、教育の質向上につながる方策を真剣に考えるべきであります。

残業をめぐる問題で、昭和46年制定の教員給与特別措置法により、残業代を支払わない代わりに基本給の4%の教職調整額を上乗せして支給しています。放課後も指導に当たるなど勤務時間の線引きが難しい教員の仕事の特性に配慮したものであります。

4%の根拠は当時の平均残業時間、月約8時間から算出をされました。しかし、令和4年時点で残業時間は、小学校教員が推計月約41時間、中学校教員が約58時間に上り、調整額が実態に合わない指摘されて久しいものがあります。中教審の議論に先立ち、自民党の文部科学大臣経験者らでつくる特命委員会がありますが、その特命委員会が処遇改善の提言をまとめ、調整額を基本給の10%以上とするほか、学級担任手当の創設などを求めております。定額働かせ放題とやゆやれる職場では優秀な人材が離れてしまいます。実態に応じた改善は必要であり、その際に優秀で意欲のある教員に報いる視点も、また重要であると思うことから、この事項について反対するものではありません。

請願事項5は、請願事項2から4までに重複包含されるもので割愛をいたします。

請願事項6の教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることにつきまして意見を述べます。

かかる制度は、義務教育費国庫負担法に基づいて、都道府県、指定都市が負担する公立義務教育諸学校の教職員の給与費について、その3分の1を国が負担するものであります。市町村の財政力の差によって義務教育における教育水準に格差が生じないように、国と都道府県の負担により、教職員給与費の全額を保障するこの制度は必要であり、本制度を堅持していくことは当然のことであると考えます。

三位一体改革は、義務教育の国庫負担についても地方の裁量に任せるべきとの地方の主張に配慮した結果で、交付税、税源移譲、補助金を一体として措置したものであり、国庫負担で不足する分は税源移譲により確保することとされています。義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、各自治体における財政状況が義務教育費に影響し、自治体間の教育格差が危惧されるとしておりますが、実際には国庫負担に不足する財源は税源移譲により確保されておることを岩手県当局にも確認をしております。財源が確保されている状況で地方の裁量を減らし国の裁量を増やすことに戻すことは、地方分権に逆行するものと思いません。

大変項目の多い請願事項に対し、項目ごとに意見を述べさせていただきました。我が国の未来を担う子どもたちへのゆたかな学びを保障することは、国民全体が関わる重要なテーマの一つであります。子どもたちの教育環境と最適な学びを実現していく必要性については、請願者と同様、その趣旨に同調するものであります。しかしながら、法改正後2年しか経過しておらず、慎重かつ丁寧な検証こそ優先すべきもの、既に達せられているもの、さらなる改善については、現在国政において検討されているものでありますことから、請願者の願意である意見書を提出するまでには及ばないものと考えます。よって、本請願を採択することに反対するものであります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について、賛成の立場から討論に参加したいと思います。

3人の方から請願の6項目について詳しく議論をされたところであります。簡単に私の意見を述べたいと思いますが、まず、少人数学級の推進自体が教員の負担になるというような意見に聞こえてきました。また、国の財政負担が増えるということも言われましたが、だからこそ国の責任で十分な教育が受けられる、そういう体制が求められていると思いますし、本請願はそのことを求めているのだと思います。

今、岸田内閣の下で、とりわけ子育て支援ということが先日も記者会見が行われ言われてきました。児童手当の拡充という話も出ておりましたけれども、月1万円の拡充と言われておりますけれども、実は扶養控除の廃止も同時検討され、実質1,000円、あるいは年収によってはマイナス7万円という報道までされておりました。子育て支援でも実効性が今危惧をされているところでもあります。子育て世帯への支援とともに学ぶ場でもある学校教育現場、そして、そこで働く方々が安心してしっかりと働ける環境こそが大事だと、教育の土台ではないかと思います。そうした立場から、この請願は採択されるべきと思います。

以上、議員各位の賛意を求めて討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

請願第2号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願について、私は反対の立場で討論いたします。

安心・安全の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し大幅に増員することとあります。岩手医大の小川彰理事長が世界一の地域医療を目指して、「岩手医科大学物語」という本を出版されております。その著書の中で言われているお言葉を引用させていただきます。

「岩手県でも、これまでずっと医師不足に苦しんできた。ただ、2008年に医療系大学に地域枠ができ、医学部定員増が認められてからは、ようやく一息つけるようになった。あと何年か後には、岩手県でも医師の不足がなくなると思っている。同時に、医師の偏在と診療科偏在を改善していけば、今の日本医療は成り立っていくと思う」と言われております。

また、看護師数は年間3万人から3万5,000人に増加しています。この10年間で1.4倍になっています。保健所の増設など公衆衛生行政を拡充することとありますが、保健所は地域保健法に基づき、都道府県や政令指定都市、中核市、特別市に設置されています。公衆衛生行政については、保健所と町の保健センターの役割が明確になっており、保健所では広域での企画、調整、指導、精神や難病等の専門分野を、町の保健センターは住民の身近な健診や予防接種、健康相談、保健指導など地域保健に関し担当しています。県と町が連携しながら行われております。今の体制に問題はありません。

以上の理由から、この請願には反対いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

安全・安心の医療・介護実現のため人員削減と処遇改善を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

請願では、新型コロナウイルスの感染症により医療崩壊や介護崩壊が起きた原因について、医師、看護師、介護職員、保健師の圧倒的不足が根本原因だとしています。そして、人手不足の解消には、医師、看護師、介護職員などの増員、ケア労働者の賃上げの支援、労働環境の抜本改善とともに、公立・公的病院の拡充・強化、保健所の増設、患者・利用者の負担軽減を求めています。

日本医療連が2023年春闘に向けて行った働くみんなの要求アンケートの岩手県のデータから、回答者数2,200人余りによると、「生活がかなり苦しい」と「やや苦しい」を合わせると56.3%、「収入が前年と比べ変わらない」55.4%、労働実態について「とても疲れる」56.1%、「やや

疲れる」39.5%、合わせて95.6%に上ります。「人員が少ない」が複数回答の集計では56%となっています。政府に対する要求で最も重視したいものでは3つを選択する設問、「賃金引上げ」が最も多く50.1%、「景気物価対策・中小企業振興」が36.1%、「医療・介護・保育の充実」が44.3%、年齢が20代から40代まで78.8%を占める子育て世代でもあります。

以上のことから、本請願は医療現場と働く方々の切実な願いだと言えます。以上の点から請願は採択すべきものです。議員各位の賛成を求めて討論を終わります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願について、採択することに反対の立場から討論に加わります。

本請願の趣旨は、同様の内容にて令和3年3月会議において審査を付託された総務教民常任委員会でも不採択とすべきものとされ、本会議においても不採択としたものであります。この請願事項については、既に国によって対策と検討がなされておるところであります。医療・介護の現場がよい方向に向かうことには全く異論はなく、不採択とすべき案件ではないと思いますが、財源等においておのずから予算の限度と実現するまでの時間がかかることは、議会制民主主義国家である以上、やむを得ないことであります。国も相当の努力をしており意見書を提出するまでではないと考えます。

この請願の審議状況において、令和4年12月、岩手県議会にて審査され、請願事項の一部を除く一部採択がなされています。現在、本請願は立憲民主党と日本共産党がその紹介議員となって衆議院第211回国会に提出し、付託を受けた厚生労働委員会でこれから審議が始まるものであります。よって、我々としてはその推移を見守るべきであると考えます。

請願者の願意に添えるための権限がそもそもない本町行政並びに当議会にない事項のもので、実現の可能性が見通せないことから、こうした請願は不採択とする以外にないと議員必携にも示されているところであります。

そのようなことから、本議会が意見書を提出するのは拙速であると思っておりますので、本請願を採択することには反対をするものであります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

議員必携の話が出ましたが、あれはあくまで書いた人の意見であって、必ずしもそういうことではなくて請願権をどう捉えるかの問題で、これは全てひとしく国民に認められるものであり、

戦後の憲法の中でも非常に大事な点だと思いますし、実現可能かどうかというのは判断でないはずであります。

さて、本題に入りますけれども、岩手県では新年度予算で県医療局に対して200億円の財政投入を達増県政は実現をさせました。12年前の大震災の中で県立病院も大きな被害を受け、縮小という方向も一度は打ち出されました。しかし、県民の強い願いによって今20病院、4か5の診療所だと思いますが、その体制が維持され、初日議会の中で私が説明したとおり、今度のコロナ禍でも九十何%という圧倒的な入院患者の受入れということで、医師偏在の最も少ない岩手県の中であって、県民の命と暮らしを守る上で大きな役割を果たしたと思いますし、岩手県政の中では、引き続きそうした立場を取っているところであります。

さて、今年の春に全国旧国立病院系の中で三十数年ぶりのストライキが行われました。今、独立行政法人となっておりまして、これらの考えでいえば岩手病院が当たるわけですけれども、もう数年にわたって賃上げはされない。こういう中で、やむにやまれずストライキとなったものであると聞いております。独立行政法人になったことで人勸の対応から外れた、これも一つの要因でありますけれども、一方で独立行政法人になってから医療系の法人は約1,500億円、いろいろ切り詰めてお金を積み立ててきました。ところが、政府はこのうち750億円を行革のために使おうということで取り上げてしまいました。こうした中で、やはり国の責任で医療を守っていく、このことが大事であって、本請願は採択されるべきものだと思います。

13年前、あの震災の下、私の知人は岩手病院に勤務しておりました。母親を病院に連れていくために当時大船渡にいましたが、その母親を置いて陸前高田で第2波を見ながら、消防団員に誘導されながらどこの道か分からない道を越えて、あの雪の中、病院に戻ってきました。責任ある立場だったからであります。それから、震災の支援に不眠不休で文字どおり頑張ったのであります。医療現場とはそういうものであります。とりわけ新型コロナウイルスの中では、文字どおりそこに従事すること自体が命の危険にもさらされる、そういう状態の中なのであります。

こういう中で、この請願を全議員の賛成の下で採択を願いたい、そのことを申し上げ討論いたします。

議 長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、請願第3号を議題といたします。

請願第3号、長島字滝の沢地区内の「町道認定されていない生活道路」の早期の「町道認定」と「道路改良」を求める請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

11番、産業建設常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

平泉町議会議長、高橋拓生様。

産業建設常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、3号、付託年月日、令和5年6月8日、件名、長島字滝の沢地区内の「町道認定されていない生活道路」の早期の「町道認定」と「道路改良」を求める請願。

審査の結果につきましては、採択すべきものとなりました。議員各位の審議をよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから請願第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

長島字滝の沢地区内の「町道認定されていない生活道路」の早期の「町道認定」と「道路改良」を求める請願につきまして、採択することに賛成の立場から討論いたします。

町内には、この請願に示されている生活道路のほかに、いまだ袋小路状態が解消されていない路線が数多く存在しております。本請願の林坂線につきましては、過去何度も陳情が寄せられていたものであります。旧赤線ではありますが私有地が入り組み、請願の含意であります町道

としての認定と整備が進んでこなかったものです。緊急の際の避難路がないこと、消防車、救急車などの緊急車両などの入出が困難なことに加え、大雨の際に雨水が敷地内に浸水する被害が繰り返し発生してもあります。請願は住民自治の立場から住民の代表機関である議会に請願を通じて住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めるものであります。

本請願は、さきの2件の請願と違い、まさしく本来、本議会が審議する請願の案件に合致するものであると思います。まだまだ袋小路状態の生活路線が解消できない状況が続いておりますが、この請願に続けて課題の解消に向けた取り組みを議会として支援すべきと考えるところから本請願を採択することに賛成するものであります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時13分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

阿部圭二議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

請願第2号の私の討論における発言について訂正させていただきます。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願というところを人員削減と誤って言ってしまいました。正しくは人員増でありますので、訂正とお詫びをさせていただきます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第33号、平泉町起業家支援施設設置条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第33号、平泉町起業家支援施設設置条例についての補足説明をいたします。

この条例は、旧志羅山児童館を改修し、4月から町として初めて配置しました地域おこし協力隊の活動拠点とすることと、町内での起業家の活動拠点としても活用しようとするもので、起業家等が施設の利用を通して交流や連携を図りながら、人材マッチングや町内での起業及び創業等を支援するために制定しようとするものです。

また、この施設を設置することによりまして、今後はスパルタキャンプ修了生等の起業までの準備は志業シェアハウスで、起業した後は鈴沢スタートアップオフィスでと、継続して起業を支援することにより、起業家の育成及び町への定着を促進しようとするものです。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条では、その設置の目的を、第2条では、施設の名称を起業後の事業展開を応援する施設として鈴沢スタートアップオフィスとすること及びその位置を、第3条では、施設を使用することができる者として平泉町地域おこし協力隊として委嘱されている方や、協力隊の任期終了後、平泉町内での起業を目指す方、町内で起業または事業承継した方などを規定するものです。

第4条では、施設の使用には町長の許可を得ること、第5条では、施設の使用料は月額9,000円とし、第6条で使用料を免除することができる旨を、第7条では使用料の不還付について。

6ページをお開きください。

第8条から第11条では、使用者の責務、行為の禁止、使用許可の取消し、設備等の承認についてそれぞれ規定し、第12条では条例に定めるもののほか施設の管理及び運営に関し必要な事項は規則で定める旨を規定するものです。

なお、この条例は交付の日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

何点かお聞きしたいと思います。

この施設は、児童館として使われていたところをスタートアップオフィスという形に変更になったわけですが、もともと、やはりそういう施設が必要だということは議会でも申し上げた経

緯もありますし、そこを整備するという観点では、ここまで準備をしてきたということは評価できると思いますが、今まで使われていた児童館の構造をそのままにか、元の中の広さとかそういうところも、ある程度過去に見た経緯もありますので、現時点で整備について十分と言えるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

まず、早急に改修が必要なものについては、内装とか、あとカーテン類、ブラインド、そういったものについては改修が必要でございますが、今のところ大がかりな改修は想定してございません。ただ、トイレが男女が一緒であったりとかというふうな問題もありますので、これについては今後検討していかなきゃならないかなと思いますし、あとは網戸がないとか、ちょっと細かいことになりますが、そういったところについても順次改修は必要かというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

計画から見ますと本年度は協力隊員が3名ということで、順次、来年度はまた新たに募集をしたい。この規定の中には、協力隊の3年間で越えて起業する人たちに対しての拠点となるような施設というふうになっておりますけれども、広さの点でその辺は大丈夫なのかなということが1つ。

それから、現在の管理についてなのですけれども、協力隊の方たちがご自分で管理をされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

議員ご指摘のとおり、来年度、再来年度ということで計画等はしてございますけれども、そうなった際に全ての方が入れる状況になるかといいますと、ちょっとそのほかの部分のスパルタキャンプからの例えば起業家の方がどれほどかということもございますが、地域おこし協力隊の部分については入れるものというふうに認識をしております。ただ、将来的に町としても今、起業家の支援を行っておりますので、総体的に増えてくれば新たなところも、これは検討が必要になってくる可能性もあるかなというふうには考えてございます。

それから、管理につきましては、使用者の方に管理をしていただくということを想定してございますが、そういったマニュアル、ガイドライン等をしっかりと設定をして管理をいただく。当然、町として必要な改修、公園部分の管理とかというのは当然行っていきますけれども、日常の清掃等については利用者をお願いをするということになります。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

起業をするに当たっての起業した方とかそういった形で、いろんな交渉とか会議とか、そういったことも必要になってくると思うのですが、また構造に戻ってしまうのですけれども、それぞれがその中でクライアントとの交渉とかそういったところが使えるのかなという疑問がありますし、そういった場合に、ほかの施設とかそういったところもうまく融通できるのか、ぜひやはりせっかく本当に平泉にとって、過去に私も、ぜひそういう制度をつくるべきだとお話しした経緯もありますので、平泉で取り組んで、この最長3年間の中で本当にいい実績をつくって残って残って平泉にという、そういう思いもありますので、できるだけやはり頑張ってもらえるようなそういう整備をすることと、それから、やはり議会広報でもそうだったのですけれども取り上げさせていただきましたので、ぜひ町の人たちにもそういった形で声かけできるような、そういった形になっていけばいいなと思うのですが、その会議とかのそういうところについてはどういうふうにお考えか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現在のところは、そういう会議もあの場所で行ったりということによってやっておりますけれども、将来的な部分につきましては、志業シェアハウスについても起業家を育成するための相談等を行う施設ということになりますので、そこは密接な連携をしながら施設間でやりくりをしていくということを想定してございます。町民の皆さんに、より多く隊員の方を知っていただくということで、地域懇談会にも今のところ、まだ2つの行政区ですが毎回参加をしていただいております。スタートアップオフィスにつきましても議決をいただきましたならば、広報で速やかに町民の皆さんにもお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

鈴沢スタートアップオフィスの月々の使用料金についてですが、特別な理由があるときは全部または一部の免除とありますけれども、現状想定している理由についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

減免できる方、3号にわたって記載をしてございます。その他特別なということは特になくは思いますけれども、現状で考えているものはございませんが、その都度判断をしていくということになります。現在想定しているものはございません。

議長（高橋拓生君）

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ここ鈴沢スタートアップオフィスの、前は遊具があったところがあるのですけれども、それを撤去しました。そして、そこはどうなるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現在は遊具が取られて、これから草刈りの段取りをいたしますけれども、今現在フェンスが狭かった部分を若干取って車の出入りがしやすいようにしております。基本的に駐車場として活用する予定としております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

議 長（高橋拓生君）

日程第6、議案第34号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書8ページをお開き願います。

議案第34号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

本件は、高規格救急自動車の購入でございまして、一関西消防署平泉分署に平成24年3月に配備し11年が経過した現在の救急車両を更新し、救急体制の強化を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料 1 ページをご覧ください。

議案第34号参考資料、令和5年度高規格救急自動車仕様書でございます。救急車両は本仕様書に基づき購入しようとするものでございます。仕様の主な事項につきましてご説明いたします。

2 ページをお開き願います。

第1、総則、2、法令等の遵守についてでございます。本車両は道路運送車両法等記載の関係法令等に適合するものとしております。

次に、4 ページの第2、規格、1、シャシについてでございます。主な仕様を申し上げますと、車両形状につきましては四輪駆動バンタイプ、全長5,700ミリメートル、全幅1,900ミリメートル、全高2,800ミリメートル以下、排気量は2,400シーシー以上、使用燃料はガソリン、乗車定員は7人以上などとなっております。

5 ページから10ページにわたり記載しております第2、規格、2、構造、第3、艤装におきまして、1、艤装、2、車外艤装、3、運転室内艤装、4、傷病者室内艤装、5、搬送用資機材、6、機器関係装備、7、消防用無線機、携帯電話及び衛星電話、8、車両付属品、9、塗装及び文字につきましては記載のとおりでございます。

なお、3 ページをご覧くださいなのですが、第1、総則、4、変更及び疑義に対する措置におきまして、本仕様書指定以外の資材を使用する場合は当町の承認を受けることとしておりまして、この場合の変更につきましては指定品目の機能に十分に達するものに限ると定めておりますことから、変更の必要が生じた場合は一関市消防本部と協議の上、受注者への具体的指示を行い対応することとしております。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定しております700万円以上の動産の買入れの契約を締結しますことから、議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書9ページをお開き願います。

議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

本件は、議案第34号で提案いたしました高規格救急自動車の購入に当たりまして、車両内に配備する関連する資器材を更新し、万全の救命救急体制を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料の12ページをお開き願います。

議案第35号参考資料によりご説明いたします。

仕様につきましては、13ページの令和5年度高規格救急自動車関連資器材（備品）仕様書及び25ページの令和5年度高規格救急自動車関連資器材（消耗品）仕様書によりますが、主な事項につきましてご説明いたします。

初めに、備品につきましては23ページ、消耗品につきましては35ページに記載がございまして、第3、艤装、10、高規格救急自動車関連資器材、（1）規格でございまして、資器材につきましては本仕様書に定めるほか、救急業務実施基準に適合するものとしております。

次に、資器材の細目につきましては、24ページの別表、高規格救急自動車関連資器材（備品）に記載の人工呼吸器、吸引装置、ベッドサイドモニター、半自動除細動器、自動心肺蘇生機、バキュームスプリント及びビデオ喉頭鏡などの備品と、36ページに記載の表の電子血圧計、非接触型体温計、パルスオキシメータ、減圧弁、感染防止衣、ラリングアルチューブ、防水シートなどの消耗品としております。

なお、備品につきましては15ページ、消耗品につきましては27ページの第1、総則、4、変更及び疑義に対する措置におきまして本仕様書指定以外の資材を使用する場合は、当町の承認を受けることとしておりまして、この場合の変更におきましては指定品目の機能に十分に達するものに限ると定めておりますことから、変更の必要が生じた場合は、一関市消防本部と協議の上、受注者への具体的指示を行い対応することとしてございます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定しております700万円以上の動産の買入れの契約の締結をいたしますことから、議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

全国で最近、同様に高規格の取得しているところあるようなのですが、コロナなどを踏まえて感染対策用車両とかというのもあったりするのですけれども、詳細、どういうふうに違うのかと、私も承知しておりませんが、そういった関係での検討というか選ぶときの、今回のように、そういうようなところはどうかということが1つ。

それから、最近、除細動器ですか、自動心臓マッサージ機とかというのを搭載する例もあります。多分そうすると隊員さんの負担軽減になるのかななんて思ったのですが、その辺はどうかということ。

あと、もう一つは旧車両はどういう処分の仕方なのか。通常であれば下取り値引きなんていうこともあるわけなのですが、その辺について伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

最初のご質問の新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応につきましては、コロナが蔓延する以前から感染症の対応というものの仕様につきましては、対応を検討した中で仕様となっておりまして、こちらにつきましても一関市消防本部と十分協議の上、仕様を決定しておりまして、最新の感染症の防止対策に対応した車両というふうなことを予定してございます。

それから、2つ目の除細動器等延命装置の関係です。こちらは、あくまでも救急業務の実施基準の中で、できるだけ一刻を争う現場ですから、そういう必要な備品等については、こちらにつきましても一関市の消防本部と十分協議した中で必要な備品等を用意してございます。今回の用意させていただいた備品については、署員がどの車両に乗ってもすぐ扱いができるように、消防本部といたしまして一定程度統一された、平泉分署だけではなくて共通の仕様というふうなことで予定してございます。

それから、最後の現行の車両の処分方法、こちらにつきましては当然ながら廃車というような形になるということで、こちらにつきましても予算を計上している中で対応していくということとなります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第8、議案第36号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案書10ページをお開きください。

議案第36号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

東京電力福島第一原発事故による放射性物質影響対策に要した費用につきましては、これまで岩手県と連携しながら東京電力ホールディングスに対して第14次にわたり損害賠償請求を行ってきたところであります。うち第1次、平成23年度分から第10次、平成29年度分に係る損害賠償については、直接交渉で損害賠償分が認められなかった損害額について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行い、当センターの和解を受け入れることで損害賠償の一部を受領しているところでございます。

また、第11次以降も東京電力ホールディングスに対して第11次、平成30年度分から第14次、令和3年度分につきましても毎年度損害賠償請求を行ってまいりましたが、直接交渉では従前と同じように損害賠償額について具体的な進展が期待できないと見込まれたことから、このたび岩手県や市町村と連携し、第4次の原子力損害賠償紛争解決センターに対して、あっせんの申立てを行おうとするものであります。

1の申立て先は、原子力損害賠償紛争解決センターになります。

2の(2)申立ての相手方は、東京電力ホールディングス株式会社であります。

3の申立ての趣旨及び原因についてですが、(1)の申立ての趣旨につきましては、相手方は令和4年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額2,876万3,973円を申立人に支払

うよう、あっせんを求めるものであります。

損害賠償の内訳ですが、参考資料の37ページをお開きください。

議案第36号参考資料でご説明を申し上げます。

毎年度の申立て額については上の表に記載しておりますが、請求額から賠償額を除いた額となっており、第11次、平成30年度分として892万5,839円、第12次、平成31年度分として781万1,705円、第13次、令和2年分として612万9,829円、第14次、令和3年分として589万6,600円であり、第11次から第14次分の合計で2,876万3,973円となっているところであります。

次に、下の表において、第11次、平成30年度から第14次、令和3年度分までの損害項目別の合計の申立て額についてですが、最初に1の人件費につきましては2,257万2,361円で、放射線対策業務に係る職員及び臨時職員の人件費となっております。

2の機器購入費につきましては87万1,200円で、放射能測定機器用パソコン等購入費となっております。

3の測定経費につきましては512万4,874円で、放射線対策業務用レンタカー代及び放射線測定業務に係る消耗品等となっております。

4のその他損害につきましては19万5,538円で、放射線対策業務全般に係る消耗品等の経費となっております。

議案書10ページにお戻りください。

3の(1)の申立ての趣旨において、なお書き以下にあるとおり、原子力損害賠償紛争解決センターへの実際の申立てまでの間に、東京電力ホールディングス株式会社との間で損害賠償の一部合意がなされた場合は、当該合意額を除いた額であっせんを申立てすることとしております。

3の(2)の申立ての原因につきましては、平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社の原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用について損害賠償を求めたものであります。相手方がこれに応じないことから申立てを行うものであります。申立ての時期につきましては本年7月頃を予定しております。

また、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てにつきましては、岩手県及び市町村等がそれぞれ行うこととなりますが、申立て後につきましては岩手県と協調しながら対応していくこととしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第9、議案第37号、令和5年度平泉町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

それでは、議案書11ページをお開き願います。

議案第37号、令和5年度平泉町一般会計補正予算(第3号)につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびの補正予算の歳出につきましては、令和5年度の人事異動に伴います職員給料などの人件費の予算調整のほか、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー価格及び物価高騰の影響を受けております生活者支援、事業者支援など緊急経済対策の実施に必要な予算を計上するため、今議会に提案させていただくものでございます。

議案書12ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1項町税、2項固定資産税1,623万2,000円。これは現年課税分でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料5万4,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金5,741万5,000円。これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,003万8,000円、学校施設環境改善交付金612万5,000円が含まれております。

15款県支出金92万4,000円、2項県補助金90万円。これは、いわて子育て応援在宅育児支援金でございます。3項委託金2万4,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金2,678万4,000円。これは財政調整基金繰入金でございます。

20款諸収入、5項雑入15万円。

21款町債、1項町債900万円。これは学校教育施設等整備事業に係る教育債でございます。

歳入合計補正額 1 億1,055万9,000円でございます。

続いて、13ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費 2 万円の減、2 款総務費120万9,000円の減、1 項総務管理費104万5,000円の減。これには地域活力推進費の土木費への予算組替えに伴います500万円の減額が含まれております。2 項徴税費55万6,000円の減、3 項戸籍住民基本台帳費124万1,000円、5 項統計調査費84万9,000円の減。

3 款民生費4,907万7,000円、1 項社会福祉費1,959万2,000円。これには電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金2,130万円が含まれております。2 項児童福祉費2,948万5,000円。これには子育て応援在宅育児支援金180万円が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費1,053万6,000円。これには省エネ家電買換購入促進費補助金1,250万円が含まれております。

6 款農林水産業費、1 項農業費1,207万8,000円。これには6次産業化促進支援事業補助金350万円、営農継続農業機械支援事業補助金250万円、農業水利施設電気料高騰対策支援事業補助金515万5,000円が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費1,291万6,000円。これにはエネルギー価格高騰対策負担緩和支援金1,250万円が含まれております。

8 款土木費494万1,000円、1 項土木管理費 3 万9,000円の減、2 項道路橋梁費498万6,000円。これには町道補修工事費、地域課題対応事業分500万円が含まれております。4 項都市計画費9,000円の減、5 項住宅費3,000円。

9 款消防費、1 項消防費136万5,000円。

10 款教育費2,056万9,000円。

14ページをお開き願います。

1 項教育総務費47万7,000円、2 項小学校費2,193万9,000円。これには平泉小学校体育館照明LED化工事費1,150万円、長島小学校体育館照明LED化工事費800万円が含まれております。3 項中学校費77万5,000円。これは給食材料費負担金でございます。4 項幼稚園費9万4,000円、5 項社会福祉費271万6,000円の減。

14 款予備費 1 項予備費30万6,000円。

歳出合計補正額 1 億1,055万9,000円でございます。

次に、議案書15ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

追加でございます。起債の目的。学校教育施設等整備事業。

限度額900万円。

起債の方法。証書借入れまたは証券発行。

利率は3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

岩淵総務課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案第37号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたしましたけれども、その中で款項の項の名称の読み間違いがございましたので、おわびして訂正させていただきます。

14ページの10款教育費でございまして、教育費の5項の社会教育費271万6,000円の減。こちらから社会教育費と説明するべきことを社会福祉費と読み上げてしまいました。正しくは5項社会教育費271万6,000円の減となります。おわびして訂正いたします。

議長（高橋拓生君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

27ページの省エネ家電買換購入促進費補助金1,250万円ですけれども、これ、1人上限が5万円ですけれども、金額にしても多額なものですけれども、その250人分の根拠を教えてください。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

27ページの省エネ家電買換購入促進費補助金の1,250万円、補助率が購入費の3分の1補助で、そして上限額が5万円と。上限の5万円としたときに、いわゆる人でなくて250世帯と、1世帯1人ということで同じ世帯では1人1回のみということなので250世帯というふうな考え方をしております。

現在、平泉町では2,600世帯がございましたので、その10%、約1割分というふうなことで250世帯というふうな設定をしておりますし、これはあくまでも買換えということでございますので、新しく購入したものであるということではなかったもので、約10%程度というふうなことを見込んで、このような金額で計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

多額な金額だと思うのですが、次の質問が、7月1日から10月31日までの4か月の支援ということになっていますが、この周知徹底はどのようにされますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

周知につきましては、今後、予算が議決をいただきましたらば、すぐに広報や、それから新聞、それからホームページ等にアップをさせていただいて、今6月から電気料金も上がって、その需要が高まっているので、早急に住民の方へ周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

それに伴って、その家電、テレビ、エアコン、冷蔵庫、その3点ですね、これを買う前に申請するのか、それとも買ってから申請するのか、どちらでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

申請の仕方でございますが、申請につきましては、この家電につきましては国のほうのトップランナー制度というふうなことで、国の省エネ基準を満たしたものが対象になりますので、購入する際に住民の方がもし間違えて購入した後に申請をしてしまうと、対象にならないということも想定できますので、購入する前に申請をしていただいて内容を確認した上で、これは対象になりますというようなことを踏まえて購入していただくという方法を取っていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山です。

28ページです。6款農林水産業費の3目の18節負担金補助及び交付金です。町の今年度からの事業でしたけれども、営農継続農業機械支援事業について伺いたいと思います。

やっぱり新しい制度だということで、当初予算を上回る補正ということでもありますので私は歓迎するわけですが、ただ、ある意味、異例のといえますか、そういう点では検証あるいは評価をきちっとする必要があるのだろうなと思って伺いたいと思います。

関連しますので幾つか伺いますけれども、まず1つは申請交付件数です。この制度を利用した方。それから、農業機械の種類あるいは台数。中古も制度の組立てになってはいますけれども、その辺、もし中古あればどうだったかということをもっと伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

営農継続農業機械支援事業の件でございますけれども、まず申請件数ですけれども、4月の段階で9件申請ございまして、その時点で予算は消化してしまったというような状況でございます。

それから、機械の種類ですけれども、一番多かったのは草刈り機械モアですね、モアが3台、それからトラクターが2台、コンバインが1台、田植機が1台、それから田んぼの除草をするロボットなのでございますけれどもアイガモロボが1台、それからトラクターダンプが1台というようなことで、中古につきましては9件中6件が中古というような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

始まってすぐなくなるということで非常に好評だったと。これは産業建設常任委員会として一昨年、町に対しても政策提言したというところでありましたし、私たちが農家、農業委員会などとも懇談する中で要望があったものだというところからしても、農家の要望、希望に応えたということが、一つはこういうふう一気に制度を利用した方が増えたのだろうと思います。

そこで、今回補正をするに当たって、課として事業補助金の利用状況は分かったわけですが、評価といいますか、細かくそこまで出ているか分かりませんが申請者の声とか、あるいは、助かったという一般的な話だけでなく、この制度についての要望など利用者の声をもし入っていただければ、まず伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

申請された方の声としましては、やはり助かったというような声はいただいております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

冒頭申し上げたとおり、私は大いに歓迎し賛成したいわけですが、やはり農家の声とか、それから販売店さんの声も聞きたいなと思って聞いてまいりました。ある販売店さんでは本当にすばらしい制度だというふうに言われました。ほかの町村ではないのか。そう言われました。それから、別の農機具会社さんでは、ほかの自治体の制度は、担い手とか大きい農家、面積が2.5ヘクタールとか100万円以上の機械への補助制度あるのですけれども、そうすると小さい農家は使えないというようなことで、やっぱり農機具屋さんも、そこにいい点があるのだという話をされて、私もなるほどなと思いました。

もう一つ、やはり高齢化という話でありました。実は私、高校、農業高校だったのですが、卒業して地元の農機具会社に勤めていたことがありまして、当然、今回の話で農機具屋さんも助かったという話は確かにあるのです。販売できたからです。ただそれだけでなく、老舗の農機具屋さんだったので、親子、孫3代にわたってお客さんという方があれば、もちろん何を作付しているか、どんな機械が必要かとか、昔だったので部品機械がなければ自前でつくってやったというのが農機具屋さんだったのですけれども、そういう点では農家のことをよく分かっているというのが農機具屋さんだと思うのです。

それで今回出たのは、今、高齢化して草刈りひとつでも大変だという中で、さっき言ったとおり、なかなかそういう支援の制度がない下で、草刈りモアが3台という話がありましたけれども、この草刈りひとつが大変なときに、やっぱりこれは本当に助かりますねというのが別な農機具屋さんのお話だったのです。

だから、やはり今度のこの制度というか、まだほかに県内にもないのだと思うのです。非常に優れた制度だし、このぐらい短期間に使われたということで、やっぱりうんとよかったと思います。

それでですけれども、担当課としてもこの制度をつくり上げたという、誇りといいですか、自信、確信持っていただきたいし、お金も必要なわけで、そういう点では総務課財政担当、もちろん町長もですけれども、いろいろ苦勞されたと思うのですけれども、やっぱり引き続き農家、町民のためのいい制度をつくり上げていただきたいなということを申し上げて私の質疑といたします。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今の三枚山議員に関連するわけですが、私も地元で中山間事業、多面的機能事業の事務局をやっているものですから、いわゆる働き手がどんどん高齢化をしていく。そして、若い人たちが町外に就労の場所を得て、そして町外で暮らしているという方が多くなっていると。そうすると、草刈りひとつをするにしても休みの日にしかできないとか、あるいは、たまたまその休みの日が雨にたたられば草刈りもできないと。そういう中で今回の営農継続支援の取

り組みというのは、私のいる中山間組織の中でも、いや、いい制度をつくってくれたねと、こういう評価を得ておりました。そのことに、ぜひしっかりと町として自信を持っていただいて、さらに町民の側に立った支援というのを継続していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

さて、質問は33ページの10款教育費の2項小学校費のところ、平泉小学校と長島小学校の体育館のLED照明化の補正が載ってございます。私が地域防災体制の環境整備の取り組みあるいはその防災体制の中における避難所の運営などについて、議会で初めて課題提供をさせていただきましたのは平成28年の6月議会でございます。ちょうど丸7年目で、当時から求め続けてきた避難所である小学校体育館のLED化が、国庫補助もあってですが実現できたことは、この課題の早期解決を求めてきた立場の議員としても非常にありがたく、町の対応について心強く思っているところであります。

ところが、私はこの2つの小学校のLED化でもって地域防災体制の課題が解決をするのか、あるいは避難所運営にまつわる課題が解決するのかということ考えたときに、決してこれで終わりではないわけですね。7年前から提起をしてまいりましたように、これと併せて継続して取り組んでいかなければならない課題が避難所である学校側の取り組み、さらには町の公共施設としての立場からの環境整備の課題、これらが残っているというふうに私は認識をしているのですが、それぞれ教育委員会、そして町長部局での課題の認識というのはどのようにお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、お話のありましたとおり、環境を整備するというのは、また引き続き、例えば避難所としてトイレの問題であるとか、段差の問題であるとか、そういったことも物理的な環境の問題もございまして、やはり一番大事なのはその連携体制、初動対応、避難所として就業時間であれば先生方が最初に避難所が開設された後、避難者が来たときに、防災の体制を組む間に一時的に対応していくというようなことも必要になりますので、その認識につきましては教育委員会と同じ共通認識に立ちまして、具体的な避難所開設する際の対応について、再度といたしますか、これ定期的に対応を検討することが必要になりますので、実際、幸いにして、この平泉町でそういう避難するような事態は起きておりませんが、そういう場合に備えまして、再度、教育委員会事務局とその対応について、学校も含めてそういうソフト面での体制整備といたしますか、そういったことを検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいま総務課長答弁したとおりではございますが、いずれにいたしましても各小中学校が避難所として開設された場合に、やはり初動体制ということで一番初めに学校の先生たちに避難

所開設に当たって、いろいろとご協力をいただかなければならないというのは確かにございます。それに関しまして、現在、特に学校に対しまして、その初動体制に係るマニュアル等を作成しているというような状況ではございませんので、今後、関係課なり、学校等と検討の上、そのマニュアルの策定について今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

言われることは全くそのとおりで、共通の認識を持っていただいているということが分かりましたので、大きな課題となっていますいわゆるタイムラインの取扱い、学校側でのタイムライン、あるいは役場内でのタイムライン、こういった問題。さらに次長が言われましたように教職員を含めた学校における避難所運営に関わっては、やっぱり学校運営協議会なども新たにできた組織の中での共有というものが、これまでなされていなかったわけですから、それをしっかりと組み込んでいただくということを通じて、残っています中学校のLED照明化や、あるいは避難所からトイレに向かう通路の照明の問題などなど、個別にこの間、提起をしてきた思いがございますので、継続して対応していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

39ページなのですが、給与費明細書の中の2の一般職の給与の補正の額についてなのですが、比較としてかなりの額が計上されております。これ、25ページの児童福祉施設費の中のこの補正の額と関連するのかなと思うのですが、先ほどの説明の中に人事異動によるという説明もちょっとあったやに思いますけれども、この中身についてお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

39ページの一般職総括表によりますと、給与費が補正前と補正後で2,037万3,000円増というふうな内容でございますが、こちら職員数を見ますと6人増となっております。こちらの内訳といたしまして、まず1つは保健師を今年度2人、当初より増員して採用して任務に当たっていただいております。その理由としましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、この分と、それから来年度4月からスタートする子ども家庭センター、こちらの事前準備対応といたしますか、そういったことから保健師を2名増と。そして、今年度におきまして保育士を会計年度任用職員が短時間勤務で今対応しているのですけれども、なかなかその待遇改善といたしますか、その人材確保という面でいろいろ苦慮しておりまして、実態が保育所の育児時間というのは午前7時半から午後6時30分まで11時間という中でシフトを組んで対応して

いただいているわけですが、実態として、この短時間勤務の保育士さんは、実際フルタイムと同じぐらい時間外で対応しているというような現状がございまして、こちらを改善するという事で、この6月補正で3人をフルタイムで採用するという事といたしまして、まず、その保育環境と申しますか、そういう待遇改善を図りながら保育の充実を図るというそういう観点で人件費を増という事と申します。

あと、先ほどご質問のあった当初予算では、例えば総務課に定年退職する方がいて、その方をそのまま総務課で再任用するというような形での、例えばですけれども、そういう形での予算を組んでおりましたので、それを4月以降、実態に合わせた形で予算を調整させていただいているというのがこの理由でございます。ですから、保育士とか保健師を今申し上げた説明の内容で増員を図ったという事と申します。

あと、まだもう一つ要素がございました。先ほど2人の保健師、3人のフルタイム、5人になりますけれども、再任用の方が1人予定者が継続されなかったということで1名減、そうすると4人になりますけれども、6人というのは2人増になるのですけれども、この2人といいますが、産休に入られる方、産休から引き続き育児休暇を取得される予定の方がいらっしゃいますので、その代替職員として臨時職員を雇用すると。その雇用期間は1年間ということで年度をまたぐわけですけれども、2人ほどそういう対象者がいらっしゃいますので、臨時職員で2名、新たに雇用するという事で計6人分というふうになってございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今、ご説明いただきましたけれども、かなり苦慮されている様子がうかがえるのですが、その保健師という採用についての、これ、当初予算には組めなかったわけなのではないでしょうか。当初から分かっていることではないのですね、保健師2名の方については。

それから、保育士さんについても、やはりかなり勤務時間としてフルタイムとパートとの兼ね合いで、かなり厳しい状況になっているということで、その調整が新たな雇用につながらない、募集してもなかなかいらっしゃらないということで、そういう形につながっているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

すみません、私、先ほどの人数が増えたという関係で申し上げたのですけれども、実際は大きなところが保育体制の整備ということでございまして、今おっしゃられたとおり、今の会計年度任用職員は学校用務員さんだけがフルタイムになっていた現状がございまして、制度上はフルタイムでの雇用は全ての職員、可能なのですけれども、ただ、その現場のほうとしまして保育士は当面短時間という形で運用していたのですが、そこがなかなかそういう状況の中で人材も結局離れていってしまうといえますか、会計年度の方でも辞められてほかに移られるといっ

たような現状もございましたので、そういったことから、国の取り組みとしてもそういう保育の充実、子育て支援の充実というのはうたわれている中で、年度当初の6月補正という形ではありますが、即そういう体制の見直しを図ったというところでございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

あともう一つ、先ほど来年度設置の子ども家庭センター設置のための準備ということでの人件費というふうなお話もありましたが、それはどなたが担当するための人件費なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

先ほど申し上げたとおり、今回の主な要因は、まず保育士のフルタイムの体制であったりとか、あとは臨時職員の体制がまずメインとなります。今の子ども家庭センターの対応につきましては、これまでに増員を図った保健師さんを、保健師さんの中には再任用の方もいらっしゃるわけですが、今、組織改編に向けて新しい子育て支援する担当課の新設を目途に体制を検討していく中で、例えば前々から課題となっております社会福祉士等の資格を取得された方の採用であったり、保健師等の配置についても見直しを今行っている最中ではございます。必要に応じて新たに職員を採用するというようなことは、今年度になってからそれについても取り組むということでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

17ページです。

財調繰入金の合計が3億6,679万6,000円になりました。昨年の9月末で財調の残高が9億9,000万でした。では今年の3月末の財調残高を伺いたいです。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、手元に今回の補正を踏まえての残高となりますけれども最新の残高見込みですね、これ、議決いただいた。8億376万4,000円というふうになる見込みでございます。9月に決算議会がございしますが、その際に残余があれば積み立てるというようなこととしておりますが、今のご質問でいきますと昨年より1億円程度減ということになります。こちらの原因としましては、予算編成をする際に前年度より1億円ほど取崩しを行っているという、取崩しと申しますか、財政調整基金で賄っている部分がございします。そういうような理由でございします。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

先ほど、目的使用以外で補正の過半が人件費がかなりかかっているとおっしゃったような気がするのですが、人件費の抑制についてお考えを伺いたいです。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

人件費の抑制は大きな命題でございますけれども、その健全財政運営というような中での行財政改革と申しますか、そういう取り組みの中で、やはり職員が力を十分発揮できるように研修を行ったり、適材適所、それから必要などころに必要な人数の配置というようなところで、その辺で最少の経費で最大のサービスを目指すというところでの取り組みというふうに概略的には申し上げるわけですが、いずれ職員給与につきましては人勸等で決められたと申しますか、に基づく形で改定を行っているということで、流れといたしましては、今、この社会経済の中で賃上げというようなこともございます。ただし、私どもの考えとしましては、そういった中でも今申し上げたとおり町民の方から頂いた税金で賄っているというようなところの視点に立って、しっかりとその行財政改革に取り組みながら、例えば事務事業を見直したり、一つの政策についても本当にそのままいくのか、改善が必要なものは節減できる部分はあるかとかというところ、細かく毎年チェックを行っておるところです。そういう中で歳入確保の取り組み、ふるさと納税の確保であるとか歳入を多く見込まれるような対策、そして歳出を極力節減できるような形、身の丈に合った行財政運営という中で、町民の方に理解してもらえそうな仕事ぶりといえますか、そういったことで取り組んでまいりましたし、これからもそういった状況をしっかりと説明して情報公開して、給与についても公開していますから説明して、住民の方の理解を得ながら人件費の抑制といえますか、そういった部分にも取り組んでまいりたいと思います。いずれ給与に見合った仕事をするというところの共通認識を持って今後も取り組んでまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

17ページ、2目8節いわて子育て応援在宅育児支援金90万円と、25ページ、1目18節子育て応援在宅育児支援金180万円の内容についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、子育て応援在宅育児支援事業でございますが、これにつきましては保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する場合に、いわゆる在宅子育てにかかる支援というふうな内容の制度でございます。これにつきましては、事業としましては県の補助事業ということで、県のほうで標準補助費につきましては1か月1万円ということで補助率が

2分の1になっております。

そこで、先ほどお話のありました17ページの予算、県の補助金として90万を計上しているのは、現時点で対象者が約10名ほどいると。ただ、今後出生された方、約5名ほどを見込んで15名というふうな人数を見込んでおります。その方々が12か月で県の補助が5,000円ということになっておりますので、その合計が90万というふうな内容になっております。

続いて、それに関連して先ほどご質問があった部分ですが、歳出の25ページにつきましては同じ人数で12か月の1万円と。補助は2分の1ですが、歳出のほうはその倍になりますので1万円というふうな予算でございますので、その金額が倍の180万円ということになりますので、その計上というふうなことになっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

24ページ、18節の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について説明をお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の活用になりますが、その中でも重点交付金という国からの特に示された交付金を活用しての事業になります。これにつきましては、国の基準でいきますと、いわゆるその対象者が令和5年度の住民税非課税世帯ということと、それから、町独自のほうで今年の令和5年1月1日からの家計急変になって非課税並みの所得になった方々を対象にして、1世帯3万円の交付金を給付すると。

それで、現時点でこれは同じく令和4年度にも実施をされておまして、令和4年度の実績がたしか567世帯に給付しておりますが、現時点でその見込みも含めまして対象者、非課税世帯700世帯と、それから家計急変10世帯ということで、710世帯掛ける3万円というような予算を計上させていただいているというところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

手続き等が多分あると思うのですけれども、知らせるにはどういう形で知らせていくつもりなのでしょうか。それから、3万円の内訳というのが分かったら教えてください。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

3万円の内訳というのは特にございません。国からの標準が1世帯3万円というふうなことで

ございましたので、その基準に沿って1世帯3万円を給付するという考え方でございます。

それから、給付の方法なのですが、令和5年度の非課税世帯というふうなことでございますので、お一人お一人については課税・非課税というのは分かるのですが、世帯として全員が非課税だということが必要になりますので、これから住基のシステム改修をした上で判定しながら、該当する世帯につきましては確認書というのを送付させていただきます。というのは、これは贈与に当たる部分でございますので拒否されることもあるということなので、対象者に確認書を送っていただいて、その確認をいただいた上でプッシュ式で振込をさせていただくというような内容でございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

先ほど升沢議員からのご質問の6人の増の内訳について、手元に資料ございましたので大変失礼いたしました。

1人は、25ページの児童福祉施設費に係る分でございます。ご指摘のとおり、保育現場のほうでの人員増ということでフルタイムの方が6人。こちら長島保育所の所長が再任用職員であったのが正職員になったということでフルタイム1名増。あとは先ほど申し上げた産休代替がそれぞれの保育所でいらっしゃるということで2名。そして、最後が会計年度任用職員のフルタイム化ということで3名ということでの6名ということでしたので、おわびして訂正させていただきます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第10、議案第38号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書45ページをお開きください。

議案第38号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明いたします。

それでは、46ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。款項同額でありますので項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料351万3,000円。これは中尊寺第1駐車場の使用料でございます。

歳入合計6,671万3,000円となります。

続きまして、47ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費351万3,000円。これは駐車場案内システム修繕工事費であります。

歳出合計6,671万3,000円となります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

これで、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

議長（高橋拓生君）

再開します。

日程第11、同意第1号から日程第17、同意第7号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、議案書その2の2ページをお開き願います。

追加議案となります同意案件7件につきましてご説明をさせていただきます。

この同意案件は、農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となりますことから、同意第1号議案から同意第7号議案において7名の方を委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

3ページをお開き願います。

同意第1号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、石川文士良。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、千葉力男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開き願います。

同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、千葉三智枝。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。

同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、青木長男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、7ページをお開き願います。

同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。
氏名、高橋正洋。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開き願います。

同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。
氏名、高橋禎彦。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、9ページをお開き願います。

同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。
氏名、千葉博。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決いたします。

それでは、これから同意第1号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時48分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

これから同意第2号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

これから同意第3号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

これから同意第4号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

これから同意第5号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

これから同意第6号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

これから同意第7号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

発議第4号及び発議第5号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第4号及び発議第5号を日程に追加し、追加議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

発議第4号。

令和5年6月15日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、同じく佐藤孝悟、阿部圭二、猪岡須夫、稲葉正。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書（案）。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、公立小学校の学級編制基準が小学校2年生から35人に段階的に引き下げられ、中学校・高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては今年度から公立の小学校と中学校は35人の学級編制となりましたが、子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、学校現場で解決すべき課題が山積しております。

2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも、義務教育を保障するための条件整

備は不可欠です。

よって、国においては2024年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。

記

- (1) 国においては、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- (2) 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- (3) 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- (4) 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- (5) 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。
- (6) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月15日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第2、発議第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

発議第5号。

令和5年6月15日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、平泉町議会議員、佐藤孝悟、同じく阿部圭二、猪岡須夫、稲葉正。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、そもそも他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ケア労働者の処遇改善が必要です。また、16時間を連続で働く過酷な長時間夜勤や、極端に短い勤務と勤務の間隔を解消することなど、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。毎年のように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

よって、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の1週間当たりの労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院の医療提供体制の拡充・強化、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

4. 医療費窓口負担、介護保険サービス利用者負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月15日。

平泉町議会。

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

議長 (高橋拓生君)

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

議長 (高橋拓生君)

以上で、本定例会6月会議に付議されました全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和5年平泉町議会定例会6月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時01分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 佐 藤 孝 悟

同 千 葉 勝 男